

平成28年度

第3回佐久市国民健康保険運営協議会議事録

日 時 平成28年9月27日（火） 午後1時30分～

会 場 佐久消防署 3階 講堂

出席委員 12名

公益を代表する委員 4名

保険医等を代表する委員 4名

被保険者を代表する委員 3名

被用者保険等の保険者を代表する委員 1名

欠席委員 8名

事務局 11名

1 開 会

2 市からのあいさつ

3 会長あいさつ

欠席者の紹介

情報公開の承認等

4 議事録署名委員の指名（2名）

栗崎信一委員、細萱澄子委員

5 協議事項

（1）国保税率等の見直しについて

（会 長）

前回決定した方向性のもと、具体的な国保税率等の設定について協議をしていただくことになります。

その前に委員から対案が提出されていますので、協議をしたいと思います。

私たち協議会委員は国保加入者を代表する立場と同時に佐久市国保の健全運営を考えなければならないという両面の大変難しい重い責務を担っています。

できる限り多くの加入者に納得していただける税率案を答申できるように協議したいと考えています。

（事務局）

前回、委員より税率等の改定について提案したい意見がありましたので、はじめに、この件について協議を行いたいと思います。提案をお願いします。

（委 員）

○委員提案の資料に沿って説明

- ・平成29年度の国保税率は見送り、不足が生じた場合は基金を取り崩す。理由は平成27年度国民健康保険特別会計において、佐久市国民健康保険財政健全化計画に示されていない基金積立を行ったため、それを有効に活用すべき。
- ・先日、国民健康保険証の更新による保険証の発送が行われたなかで、平成27年度佐久市国民健康保険特別会計決算状況をお知らせする文章があった。平成27年度の歳入については121億9,000万円で、内一般会計基準外繰入金が5億1,900万円、一般会

計借入金は1億9,000万円。平成27年度歳出は121億7,000万円で、内歳入不足による平成26年度繰上充用が1億3,000万円、基金積立は4億円で、1億9,000万円は一般会計借入金、2億1,000万円は一般会計基準外繰入。単年度実質収支は2億8,000万円の赤字。歳入歳出差引額では1,800万円の黒字。基金の積立てに関し、今年の第1回の運営協議会の質問の議事録が公表されており、それを調べたところ、保険発第17号国民健康保険課長通知で「国民健康保険の基盤を安定・強化する観点から基金の保有額については、過去3か年間における保険給付費（老人保健拠出金及び介護納付金を含む）平均の5%以上に相当する額を積み立てること。」となっている。このことについて、国民健康保険中央会は「基金保有額が5%に満たない保険者は49.7%とほぼ半数」と発表している。都道府県ごとに、財政安定化基金の創設がされ、運営されていくとの案がある。財政の安定化のため、給付増や保険税収納不足により財源不足になった場合に備え、一般財源からの財政補てんを行う必要がないよう都道府県に財政安定化基金を設置し2,000億円規模を目指し、国費で創設・順次積み増しをする。したがって、基金という問題を考えると、将来的には国が保障する方向で検討しているのではないかと。

- 佐久市国民健康保険財政健全化計画の17ページ(3)に一般会計からの基準外の繰入れ及び借入について記載がされている。今般の佐久市国民健康保険における財政状況の大きな変化は、平成26年の豪雪災害による所得の減少と、佐久医療センターの開院などに代表される地域の医療環境の変化が大きな要因となっている。このような特殊な状況に対し、これまでの一定のルールに基づく基準内の一般会計からの繰入れのほかに、新たに特殊な財政状況等が発生した場合や、税率等の見直しを行ってもなお見込まれる収支不足などへの対応として、一般会計からの基準外の繰入れ及び借入を導入するとある。平成27年度に税率を引き上げる答申をされたときに、基金については言及されていない。平成27年度歳出において、基金の積立金の内、1億9,000万円は、一般会計からの借入である。借入の全額を基金の積立てに充てている。財政健全化計画で出されている内容と異なっているのではないかと。
- 計算の根拠となっている数値についても、財政健全化計画と今回の運営協議会で出された数値を比較すると、数値が大きく異なっている。その都度検討した材料としての数値の算出根拠が分からない。その都度異なった数値により税率の変更が提案されている。財政健全化計画と第2回運営協議会資料の収支推計の歳入歳出の状況の平成32年度を比較すると、歳入が20億円異なっている。なぜ20億も異なる数値が提示され、赤字となるのか。基本は財政健全化計画であるため、その数値に基づくべきではないかと。以上の意見から、今回の税率改定は見送りにした方がよいと提案する。
- 税推計の内容は難しいため、理解するだけの審議時間がほしい。2回、3回の協議会で決定し、答申をするのは難しいのではないかと。市民説明会についても、開始時間が19時からとなっているが、夜は運転しない。国民健康保険に加入している高齢者が参加できない状態で説明会を行うのはいかがなものか。時間をかけて議論されたほうが良い。一石を投じる意味でもこの提案についてご協議いただきたい。

(会 長)

対案ということで最初に結論と、それに対する説明がなされました。事務局より発言をお願いしたい。

(事務局)

○委員からの提案に対する事務局からの発言

- ・ 1 ページ目の改定は見送る。不足が生じたときは、基金積立金を取り崩すとの提案だが、今回推計したところ、不足は明らかである。推計において不足が明らかでありながら基金を使うということは、税率の引き上げを行わないことによる基金の取り崩しとなる。基金は借入金で1億9,000万円補てんしている。仮に平成30年度まで改定を行わなかった場合、3 ページの一番下の「第2回国保運営協議会資料」からも平成31年度には4億5,100万円、平成32年度には5億4,700万円、累計すると約10億円の収支不足となり、平成31年度には5億円ほどの国保税の値上げを行う必要がある。また、基金の1億9,000万円の償還分が上載せされる。5億円の改定はできないと考えられる。そのため、健全化計画の中では、段階的に一般会計の基準外繰入を行いながら、収支不足を解消していく計画になっている。
- ・ 算出数値については、健全化計画の算定値は平成27年9月末の数値の状況から平成27年度以降の推計を行っている。9月末に推計したところ、平成27年度は、健全化計画では5億6,200万円の不足が出る内容になっていた。これについては、12月議会で補正を行い、借入金による予算措置を行った。国保の医療費や被保険者については、常に動きがある。健全化計画のマイナス5億6,200万円と第2回運営協議会の2億3,000万円は、同じレベルの比較ではない。時点が異なることもあるが、第2回運営協議会の2億3,000万円については、基準外繰入金金の5億1,900万円を含んだ数値である。これを加味しての2億3,000万円の歳入歳出差引額となっている。現に赤字の状況であり、これをみても税率を上げざるを得ない状況である。
- ・ 基金を取り崩す、基準外の繰入れを行うということは、将来にわたって担保できるものではない。負の連鎖が続くやり方であり、今の保険者はよくても、負担を先送りにする内容となる。事務局としては提案については了承できない。

(会 長)

今の説明についてなにか意見はありますか。

(委 員)

発言するのが自分だけだが、それだけ難しい問題なのではないか。数字には慣れていてもりだが、値上げをするということについて意見を聞いてみて、やむを得ないということを含め、それでいこうという意見は全くなかった。次の協議会において答申案を協議するというスケジュールになっていることを踏まえ、責任もってこの案でよいとは言えない。他の委員の意見があれば伺いたい。

(事務局)

1点説明を補足する。財政安定化基金の創設については、平成30年度から県へ財政移管を行うため、国の財政支援により県において財政安定化基金を設置するものである。介護保険や後期高齢では既に財政安定化基金がある。これについては、記載のあるとおり、財政補てんを行う必要がないよう積立を行うものである。2,000億円規模なので、47都道府県で割ると、40億円程度と考える。急激な収入減に対して市町村へ貸し付けるものであり、貸付ということは、返さないといけない。貸付についてはこれからガイドラインが定められていくと思われるが、原則翌年から3年間で返済するようになっている。佐久市の基金とは異なり、貸付が原則となっている。必ず返さないといけないため、税率改定を行い、上乘せを翌年度からすぐ行わないといけない。そのようなこともあるが、佐久市国保の基金があれば、そのような事態になっても猶予ができるのではないかと考えられる。

(会長)

2ページの一番下についての提案委員の見解に対しての説明でしたが、基本的には県からの貸付ということです。委員の発言にもあったように、他の委員の皆様から発言あればお願いしたいと思います。

また、今後の進め方についての意見もあればお願いしたいと思います。

(委員)

基金の4億円というのは、どうしても積み立てておかなければいけないものか。積み立てておかなければいけないものなのであれば、今回この積立金を使っても、その分を保険料収入で確保するために、どこかで健全な保険料にしなければいけない。早めに行った方が痛みは少ないと考える。

(会長)

他に意見はありますか。

今の発言は、前回決定した方向性に沿った発言ということでよろしいでしょうか。

他に意見がないようであれば、委員からの提案については、協議会としての方向性とは違ったものになるため、改めて確認を行いたいと思います。

協議会としての方向性は、前回の協議会で決定したとおりでよろしいか。

(委員)

異議なし。

(会長)

一石を投じた貴重な意見ですが、この件については、前回の協議会で決定したとおりの方向性とします。

続いて、国保税率の見直しについて、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

○1 ページの国民健康保険税額に係る標準課税割合等について説明

- ・(1)は、地方税法に定められている国保税の課税に係る標準課税割合である。佐久市では、所得割・資産割・均等割・平等割の4方式により課税している。所得割・資産割は応能割、均等割・平等割は応益割とされ、標準的には50対50となっている。内訳は、応能割に関しては、所得割が40、資産割が10であり、応益割に関しては、均等割が35、平等割が15となっている。
 - ・佐久市の税率については(2)に記載した。応能割は所得割が49、資産割が6で合わせて55、応益割は均等割が27、平等割が18で合わせて45となっている。この割合については、平成27年度の改定にあたって3つの考え方があった。1つ目は低所得世帯への配慮で、応能割の割合を55とし、所得の有無にかかわらず固定資産税の課税によって算出される資産割を原則据え置いた。2つ目は多人数世帯への配慮で、応益割中の均等割額を標準割合より下げ、被保険者1人当たりの負担を少なくした。3つ目は、現行税率等の不均衡の是正ということで、県より指導を受けていた後期高齢者支援金分と介護納付金分の是正を行った。
- このようなことから、佐久市の課税割合については、55対45となっている。

○2 ページの国民健康保険税改定税率等案について説明

- ・2ページでは、1ページの内容を踏まえ、4案の改定税率案を示した。
- ・税率案①は、現行の課税割合を踏襲しており、応益割と応能割は55対45となっている。
- ・税率案②～税率案④については、応益割・応能割を標準割合へ近づけ、安定的に税を確保する内容から応能割を若干減らし、53%とし、応益割を47%とした案になっている。
- ・税率案②は、均等割に2%分をプラスした。税率案③は、均等割・平等割に1%ずつプラスした。税率案④案は平等割に2%プラスした。

○3 ページからの平成29年度国民健康保険税改定税率等案(詳細)について説明

- ・税率等の設定に当たっての増収額は、平成28年度第2回国保運営協議会にて一定の方向として位置付けられた、「平成32年度までに収支均衡をとり、かつ、一般会計借入金を返還する」案と、「介護納付金分の改定額は収支均衡に必要な額の1/2程度の3,000万円とする」考え方に基づいたものである。
- ・税率案①の、現行の課税割合を基本とした案は、特記事項にあるとおり、後期高齢者支援金分の増収に係る税率等の改定は行わない。右側は、税率と伸率の表である。後期高齢者支援金は伸率を0%としている。また、平成27年度の税率改定の考え方を踏襲し、特記事項にもあるとおり、資産割の税率も据え置く。表を見ると資産割の伸率は0%となっている。したがって、医療費分である基礎分の所得割、均等割、平等割について税率を改定している。

また、40歳から64歳までの方については介護納付金分がプラスされるため、所得割、均等割、平等割の税率が改定される。税率の伸率の合計については、介護ありで算出している。

- ・税率案②の場合は、均等割を2%増加させた案である。特記事項中で、後期高齢者支援金分の増収に係る税率等の改定は行わないが、応益割、応能割の割合を変更しているため、所得割と均等割との税率の調整が行われている。

後期高齢者支援金の税率案を見ると、増収に係る税率の改定は行わないが、所得割と均等割の割合の変更ということで税率に変更がある。

税率案①と同じ考え方により、資産割の税率の伸び率については0%となっている。

- ・4ページの税率案③については、応益割の均等割と平等割に1%ずつ上乗せしたものである。特記事項の後期高齢者支援金分の増収に係る税率の改定は行わないが、所得割と均等割及び平等割との税率等調整が行われている。資産割については据置となる。
- ・税率案④については、応益割にプラス2%した案である。後期高齢者支援金分の増収に係る税率等の改定は行わないが、所得割と平等割の税率の調整を行っている。資産割については据え置いている。
- ・税率案①については、前回は踏襲している。税率案②～④に関しては、応能割を減らし、応益割を増やしていることから、所得割が全体として率は落ちており、逆に均等割と平等割は伸び率が大きい。税率案②・③・④の違いとしては、税率案②は均等割が増えているため、多人数世帯に影響がでる。案④は、平等割を増やしているため、少人数世帯、とくに単身世帯に影響がでる。③はその中間である。現在応益割中の比率は応益割を10とすると、均等割が6に対し平等割が4という比率になっているが、若干応益割・応能割の比率の変更により影響がでる。

○5ページから6ページの税率等改定後増減額及び伸率の試算表【介護あり】について説明

- ・5ページは、「介護納付金があり」の40歳から64歳までの方の所得別の推計となっている。資産割の計算は、国保加入世帯の固定資産税平均額の4万6,000円を基準にして作成している。また、各世帯で収入があるのは1人だけとして算出している。「介護あり」の世帯のため、1人世帯については、納税義務者1人、2人～4人世帯については、納税義務者2人として算出している。
- ・表は、一番上が税率案①で、下が税率案②。次のページの上が税率案③で、下が税率案④となっている。表の一番左に記載されている総所得金額とは、収入から必要経費を引いたものである。そこから33万円の基礎控除を行った金額が、真ん中の基礎控除後所得額である。所得割の税額については、基礎控除後の所得額に対して率をかけたものとなる。その右側に給与収入換算とあるが、すべての所得を給与収入として換算した場合の仮の収入である。
- ・表の見方としては、1人世帯から4人世帯で分かれており、黄色い部分と青い部分と茶色の部分は軽減の効く範囲を示している。
- ・税率案①では、黄色の7割軽減が効く範囲については税額の増加は少ない。総所得額が5

00万円の世帯については、1人世帯で8万8,900円とし、伸びが大きい案となっている。

- ・税率案②については、7割軽減の対象者は案①よりも伸び率が大きくなるが、総所得金額500万円の世帯では、伸び率が縮小される。
- ・税率案③では、総所得金額500万円の高所得者については、縮小されるが、低所得者については上乘せになる。
- ・税率案④では、平等割を高く設定しているため、1人世帯については金額が大きくなってしまいう状況となる。総所得金額500万円の世帯については、案①よりは縮小される。

○7ページから8ページの税率等改定後増減額及び伸率の試算表【介護なし】について説明

- ・「介護なし」については、「介護あり」と同じような傾向が出ている。

○9ページの税率等改定後増減額及び伸率の税率案別対比表について説明

- ・5ページから8ページまででは、1人世帯から4人世帯における全体の違いを見ていたが、9ページは、所得金額の違いで抽出を行った表となっている。まず、1人世帯では、総所得金額33万円で7割軽減対象の場合と、総所得金額81万円で2割軽減の対象の場合と、総所得金額300万円の場合の3つを抽出して対比した。
- ・4人世帯についても同様の所得で抽出しており、「介護分」については、1人世帯では1人、4人世帯では2人として計算している。右側には「介護なし」の表があるが、それぞれ左側に沿った所得金額での「介護なし」の額となっている。

○10ページから14ページの税率案別の税額対比表について説明

- ・10ページからは、9ページで抽出したものについて、グラフ化したもの。
- ・(1)は総所得金額33万円、固定資産税4万6,000円、「介護あり」の場合である。赤い部分が税率案①となっており、低所得者に対してかなり低い率となっている。税率案②から税率案④については、上の方で固まりになっている。税率案②では、低所得者や1人世帯には金額が抑えられているが、4人世帯になると逆転する。その反対で税率案④については、1人世帯では高く、2~4人世帯では低くなる。
- ・(2)のグラフでは、税率案①から税率案④まで、ほぼ同じような曲線を描いている。こちらも先程話したとおり、税率案②と税率案④の違いは、1人世帯と多数世帯の違いとなっている。
- ・11ページの(3)のグラフは、税率案①では所得が高い方については税率が高めに出る。また、税率案②から税率案④では、税率は低めには出るが、1人世帯から4人世帯で違いが出る。
- ・12ページから13ページについては、「介護なし」の方の計算について示している。「介護あり」の場合と同じような曲線となっている。
- ・基本的には5ページからの資料の所得金額別の金額に基づいたものとなる。

(会 長)

前回説明もあり重複にもなりますが、税率案についての説明をしてもらいました。

(事務局)

○1点補足

- ・3ページ、6ページの右側に税率の表があるが、その②や⑦といった数字は、長野県内の税率の順位となっている。14ページに参考資料として、19市の平成28年度の税率の順位を示している。黄色の佐久市については、現況の税の順番としている。一番右側の平成27年度の負担割合は、応益割・応能割の割合である。佐久市については、55対45と申し上げたが、実際の金額上では54.5%と45.5%が割合となる。この割合については平成27年度の数値ではあるが、19市の平均とほぼ同じ割合となっている。
- ・平成29年度改定予定ということで把握している市についても、○もしくは△として参考として載せている。平成29年度を○としているところは、改定を行うと伺っている市であり、△については上げる必要はあるが検討している市である。平成29年度税率改定される市もあるので、順位については平成28年度の参考である。

(会 長)

今までの説明の中で意見または質問はあるか。

(委 員)

前回の資料の5ページに平成32年度までの関係で税率引き上げの関係が出ているが、平成29年度で一人当たりの伸び率11.1%、平成31年度も11.1%、平成33年度は8.5%とある。ここに同じような数字が入っているということによろしいか。

(事務局)

今回の推計は、平成29年度の改定を目安に推計を行ったため、今の時点の平成31、33年度はこのような改定をしないと収支が安定しないとした数字となっている。ただし、平成31、33年度の改定については、これから毎年推計を行うものであり、今回の数値に縛られるものではない。それについては、今回の保険証更新の際に同封したチラシにおいても、平成31年度の改定を縛るものではないと記載している。

(委 員)

それでも、推計の数値が目安にはなるはずだ。5年間の計画からいけばどれくらい上がるのかをみると、8万円から10万円となっている。自分が定年退職し、国民健康保険に移ったときは10万円だった。今は27、8万円支払っている。高いときは30万円払っている。それでまた税額が上がる。ご存じのとおり、年金は2年前から引き下げられている状況の中で、消費税も上がり、生活として耐えられる状況ではない。検討に値する数値ではないと思う。ほかの方法は考えられないのか。聞かれたときに、これだけ値上げする理由が説明でき

ない。

(事務局)

逆に値上げをしなくていい理由をお聞かせいただきたい。

(委員)

消費税の増税は社会保障のためとされているが、佐久市の場合はいくら増えているのか、社会保障や国民健康保険や年金に使われているのか。今回は10%になるのが先延ばしされたが、いずれ引き上げられるときには社会保障のためにといわれるのではないか。そうすれば一方では消費税を引き上げ、一方では国民健康保険税が引き上げられ、年金は毎年減らされる。これでは年金生活者としたらなぜこんなにいじめられないといけないのかと思う。みな同じように思っている。私だけではない。我々の市民生活を考えてほしい。ただ国保会計がどうかというそれだけで言われたら困る。佐久市の財政は一般会計で70億円基金が積み立てられている。つまり70億円剰余金が残っている。特別会計にも基金がある。借金と同じだけ預金があるのではないか。そのようななかでどうして国民健康保険で私たちがこんなにいじめられないといけないのかと思う。

(会長)

個人的なことについては、違った機会で十分にご発言いただければと思いますが、事務局からも何かありますか。

(事務局)

佐久市に社会保障の関係でいくら来ているかだが、8%の値上げ分は地方消費税の1.7%については全額社会保障経費にあてるとしている。社会保障経費には国保も含まれているが、すべてが国保ではない。また、佐久市は地方消費税交付金が入ってきているが、これについては、地方交付税の算定上、前回も申し上げた通り、100%基準財政収入額として算定され、実入りが無い現状になっている。ご承知いただきたい。また、年金が減っているとのお話しがあったが……。

(会長)

協議の内容から話が広がり過ぎています。協議内容に沿った意見や回答をして、話が広がらないようにしていただきたい。

(事務局)

基本的にこのような状況から、段階的に税率を上げていかざるをえない。基準外繰入れにより、急激な伸びにならないようにしていること、何年かかけて不足額を縮減していくということをご理解いただきたい。

(会 長)

この委員会は実態に基づいた形で健全計画を立てるにはどうしたらいいかということの会議であり、それに基づいた答申や結論を出し、あとは議会など違った形で意見をいただければと思いますので、当会では今の説明に基づいてどうするかの話をしていただきたい。説明について他に質問はありますか。

(委 員)

所得というのは年収800万円が限度なのか。国保では世帯の所得だと思うが、説明してほしい。

(事務局)

- ・5ページからのケースだと、世帯の中で収入があるのは1人だけという計算をしている。複数収入がある方がいる場合については、それぞれその方の所得に応じて計算する。ただし、軽減の判定は世帯で行うため、軽減の際は世帯の合計で計算する。
- ・国保の場合、税額の上限が決められている。上限の89万円までを表せる表ということで、それ以上所得があっても限度額が89万円までとなっているので、表では総所得金額800万円まで止めてある。

(委 員)

健保は今年上限を上げた。国保も所得が多いところは上げていかないと、所得の少ない人に負担がかかってしまう。そういうところも改善していかないと低所得者にしわ寄せがいつてしまう。

(事務局)

限度額については、ここ2年4万円ずつ引き上げを行っている。その根拠となっているのは、社会保険とのバランスで、限度額超過世帯の割合が1.5%となるよう順次増加されている。来年も限度額については上がるのではないかと考えている。

(委 員)

税率案②の、2人世帯では、98万円の給与収入換算で税額が3万6,000円、443万円の収入換算で税額が37万6,000円と、10倍近い違いがある。688万円の収入換算だと税額は58万3,000円となる。低所得者が大事なのはわかるが、こんなに差があってよいものなのか。また、占率は実際どのようになっているのか。98万円の世帯はどれくらい占率があるのか、あるいは443万円の換算収入の世帯は実際何%くらいあるのかわかれば教えていただきたい。

(事務局)

- ・低所得者には軽減があるため、均等割・平等割が7割・5割・2割軽減となる世帯がある。

所得割については、同じ税率をかけるため、金額的に大きい。平等割・均等割は軽減がない状態で、所得割もかかると、税額も高くなる。この状況は、所得割の割合が高いと、金額も大きくなる。

- ・今現在の佐久市の課税所得の階層別の割合は、給与収入換算98万円、課税所得0円の世帯については、23.6%であり、およそ3,500世帯となっている。単純に27年度の1万4,698世帯に対して23.6%をかけて算出した。課税所得なしの世帯数が3,565世帯、100万円未満の世帯が4,700世帯となっている。

(委員)

半分くらいを占めているということか。

(事務局)

課税所得100万円未満の世帯が55%くらいを占めている。200万円未満の世帯を含めると77%くらいとなっている。

(委員)

課税所得金額が300万円となる層の率はどれくらいか。

(事務局)

200万円から300万円未満の世帯の割合は、10.02%となっている。

(委員)

実際には収入が大変な状況にあるということか。

(事務局)

収入から必要経費を引き、さらに基礎控除の33万円を引いたのが課税所得である。

(会長)

他に意見あればお願いします。

ないようなので、税率案について事務局での考えをお願いします。

(事務局)

前回の税率改定は低所得世帯に配慮し、55対45を踏襲した比率とし、中間層の重税感が高かったことを勘案すること、応益割の中で6対4とすることを加味すると、税率案③の、応益割に2%を移しつつ、均等割と平等割を1%ずつ上乗せする案としたい。

(会長)

事務局案として税率案③の提案がありました。4つの案のうち、ご意見あればお願いします。

す。

(事務局)

補足ですが、税率案③については、4ページを見ていただくと、応益割全体を10とすると、均等割と平等割の比率が6対4となっている。3ページの税率案①は比率が27%と18%となっており、応益割の割合は同じという状況。違うのは、応益割と応能割の55対45が53対47となっており、比率が異なる状況にある。

(会長)

補足の説明がありましたが、ご意見等ありますか。

ないようでしたら、お諮りします。

協議会としては、平成29年度に改定案について、③の案で異議はありませんか。

(委員)

異議なし。

(会長)

異議がないようですので、この件については税率案③のとおりと決定します。

ただいまの決定をもちまして、答申案の方向性が定まりました。

予定としては次回、答申案の検討をしていただきます。

(委員)

答申については次回決めるという話だが、欠席委員が多いなか決めるのはいかがなものか。是非全員出席したうえでご意見を伺いたい。

(会長)

事務局としても欠席の委員には説明もされているが、一堂に会したうえで行うのが理想のため、委員の皆さんには都合をつけていただきたい。

続きまして、「(2) その他」について事務局でなにかあればお願いします。

(事務局)

特にありません。

(会長)

以上をもちまして協議事項を終了します。

次第の「6 その他」について事務局からお願いします。

(事務局)

議事録署名について、指名のあった、栗崎委員、細萱委員におかれましては、今後、議事録をまとめたのち、本日出席の委員の皆さんに確認後、署名をお願いしたい。

(会 長)

他に何かありますか。

特にないようですので、本日の日程については全て終了しました。

司会進行を事務局にお返しします。

7 閉 会

- ・市民健康部長 お礼

議事録署名委員

議事録抄本には議事録署名委員の署名・押印をいただいております。